

人命尊重！ 命に代えられるものはない！

- 事業者は、労働者及び家族の生活を守る義務があります。
 - ⇒ 労災事故を発生させた場合、通院や日常生活などにおいて、**家族への負担**も生じます。
 - ⇒ 金銭的な補償は、決して被災者本人や失った身体機能の代わりにはなりません。
 - ⇒ 労災保険制度で賄われたい分の補償は、法律的にも道義的にも**事業者**に**負担義務**があります。
- 労働災害は、企業や業界はもとより、地域や国の経済成長の妨げにもなり、大きな損失をもたらします

職長の責任が問われる
ケースもあり！

死亡・重大災害を撲滅するために（2/2）

▶労働災害は、機械設備や作業環境の不安全な状態と、人の不安全行動により発生します。

▶行動災害を引き起こす“**あぶない**行動”は、“**あわてる**”動作、“**あせる**”気持ち、“**あなどる**”意識から生じます。



A（あ）ない声掛け！

▶**経営トップ**が、「絶対に労働災害を発生させない！」という強い意志を明確に表明するとともに**リーダーシップ**を発揮し、自主的な安全衛生活動を促進することが重要。

▶現場においては、**職長**を中心とする**安全衛生管理体制**を確立し、関係者全員に**安全な**作業方法、手順などを周知徹底の上、皆で**協力し合って**、安全衛生活動を推進することが重要。

死亡・重大災害を撲滅するために（2/2）

➤ **経営トップ**が、「絶対に労働災害を発生させない！」という強い意志を明確に表明するとともに**リーダーシップ**を発揮し、自主的な安全衛生活動を促進することが重要。

➤現場においては、**職長**を中心とする**安全衛生管理体制**を確立し、関係事業者間の連絡調整を密にして、関係者全員が同じ意識の下、**協力し合い**、安全衛生活動を推進することが重要。



➤全国安全週間を期に、機械設備、作業環境、作業方法、作業状態（安全衛生意識の定着状況）、安全衛生管理体制等に係る**総点検**を実施して残留リスクを洗い出し、更に一步踏み込んだリスク低減措置の実施による**本質安全化**の実現と**不安全行動の根絶**に向けた取組強化をお願いします。